

各種福祉手当をご存じですか？

現況届の提出をお忘れなく！

皆様を支えるさまざまな制度があります。まずは、ご相談ください。

対象となる手当

- ① 特別障害者手当 ② 障害児福祉手当
- ③ 在宅重度障害者手当 ④ 特別児童扶養手当
- ⑤ 児童扶養手当、愛知県遺児手当

◎問い合わせ 福祉課
☎0561-56-0732

◎問い合わせ 子育て応援課
☎0561-56-0736

各種福祉手当のご案内

障がいのある人やその家族、ひとり親となった人は福祉手当を受給できる可能性があります。
(いずれも所得制限あり)

① 特別障害者手当

対 象

次のいずれかに該当する20歳以上の障がい者（施設入所者、長期入院者、身体障がい者の一部を除く）

- ① 身体障がい1～2級の障がい複数ある人
- ② 身体障がい1～2級の障がいがある人で、IQ20以下の人または常時介護が必要な精神障がいがある人
- ③ 身体障がい1～2級またはIQ20以下または常時介護が必要な精神障がいがある人で、ほかに身体障がい3級相当の障がい複数ある人
- ④ 身体障がい1～2級またはIQ20以下またはこれらと同程度の障がいや病状がある人で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な人

支給額

国制度分 月28,840円

県制度分 国制度分に加算して支給

- 身体障がい1～2級でIQ35以下の人

…月6,850円

- 身体障がい1～2級またはIQ35以下の人

…月1,050円



② 障害児福祉手当

対 象

次のいずれかに該当する20歳未満の障がい者（障がいを事由とした年金受給者、施設入所者を除く）

- ① 身体障がい1級（2級の一部を含む）の人
- ② IQ20以下の人
- ③ 上記と同程度の障がいまたは病状を持つ、常時介護が必要な人

支給額

国制度分 月15,690円

県制度分 国制度分に加算して支給

- 身体障がい1～2級でIQ35以下の人

…月6,900円

- 身体障がい1～2級またはIQ35以下の人

…月1,150円

③ 在宅重度障害者手当

対象および支給額

次のいずれかに該当する在宅の障がい者（特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者、施設入所者、長期入院者、65歳以上での新規手帳取得者を除く）

- ① 身体障がい1～2級でIQ35以下の人…月15,500円
- ② 身体障がい1～2級の人またはIQ35以下の人もしくは身体障がい3級でIQ50以下の人…月6,750円

4 特別児童扶養手当

児童の福祉増進を目的に心身に障がいのある20歳未満の児童（児童福祉施設等の入所者を除く。）の父母または養育者に手当を支給します。

対象

- ① 身体障害者手帳1級～3級程度（下肢の障がいは4級まで）の児童
- ② IQ50以下の児童
- ③ その他の障がいがあり上記と同程度の状態と認められる児童

支給額

- 身体障がい1～2級程度またはIQ35以下の障がい児
…児童1人につき**月55,350円**
- 身体障がい3級（下肢障がいは4級まで）程度またはIQ50以下の障がい児
…児童1人につき**月36,860円**

5 児童扶養手当、愛知県遺児手当

父母の離婚などにより、ひとり親となった父母または養育者が児童を養育する場合、生活の安定と児童の健全育成を目的に、児童が18歳になった最初の3月31日（心身に障がいのある場合は20歳未満）まで手当を支給します。

支給要件

- ①父母が離婚②父または母が死亡③父または母が政令で定める程度の障がい
- ④就労できない④未婚など

支給月額 ※令和6年11月以降

児童扶養手当

児童の数	全額支給の場合	一部支給の場合
1人	月額 45,500円	月額 10,740円～45,490円
2人	1人のときの額に 10,750円加算	1人のときの額に 5,380円～10,740円加算した額
3人以上	2人のときの額に3人目以降の児童1人につき 10,750円加算した額	2人のときの額に3人目以降の児童1人につき 5,380円～10,740円加算した額

愛知県遺児手当 児童一人当たり月額 1～3年目：**4,350円**、4～5年目：**2,175円**

所得制限限度額

※令和6年11月以降

扶養親族などの数	受給資格者			扶養義務者など (共通)
	児童扶養手当		愛知県遺児手当	
	全部支給の場合	一部支給の場合		
0人	69万円	208万円	208万円	236万円
1人	107万円	246万円	246万円	274万円
2人	145万円	284万円	284万円	312万円
3人	183万円	322万円	322万円	350万円
4人	221万円	360万円	360万円	388万円
5人	259万円	398万円	398万円	426万円

※いずれの制度も所得制限があります。

現況届等の提出を忘れずに！

各種手当の受給資格者は毎年8～9月に現況届（もしくは所得状況届）の提出が必要です。該当者には通知を発送しますので期限までに必要書類をご準備のうえ、提出先窓口にお越しください。手続きがされない場合は、手当が受給できなくなることがあります。

提出期間

- ①②④ 8月9日（金）～9月11日（水）の平日 午前8時30分～午後5時15分
③⑤ 8月1日（木）～30日（金）の平日 午前8時30分～午後5時15分

提出先

- ①②③④ 福祉課（役場1階）、⑤ 子育て応援課（いこまい館2階）